

港区マイナンバーカードセンター運営業務委託事業候補者募集要項

1 目的

港区では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）によるマイナンバーカード交付等の業務を実施するに当たり、円滑な事務執行を図るため、区における手続き窓口を集約し、夜間、土曜日にも対応できるマイナンバーカードセンターを設置し、運営業務を委託します。このため、マイナンバーカードに関する専門知識を有し、外国語対応を含めて適切な窓口対応を可能とするため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

(1) 背景

令和 7 年 8 月末現在で港区民の 75 パーセントが保有しているマイナンバーカードは、10 年毎にカード自体の更新、5 年毎に電子証明書の更新が必要であり、平成 27 年度の交付開始から 10 年が経過した令和 7 年以降、2 つの更新期限が重なり、更新手続の対象者が大幅に増加することで窓口の混雑が見込まれます。

令和 8 年度、9 年度及び 12 年度に更新手続が必要な件数は、各地区総合支所での受付可能件数を大幅に上回る見通しです。これらの課題に対応するため、夜間、土曜日にも対応可能な「港区マイナンバーカードセンター」を設置し、円滑な事務執行体制を整備します。また、事前予約制を導入することにより、待ち時間の短縮を図るとともに、予約から手続き完了までの一連の流れをペーパーレス化することで、来庁者の負担軽減を目指します。さらに、「待たない」、「書かない」窓口の実現に向けて、デジタル技術を活用した窓口業務の DX 化を推進します。

(2) 公募型プロポーザル方式により委託事業候補者を選定する理由

マイナンバーカードの交付業務等を円滑に実施し、区民に常に均一かつ高品質なサービスを提供するためには、高度な専門性・豊富な経験を備えた人材を、必要数確保・配置することが不可欠です。

このような背景から、価格のみならず、区の施策への理解、継続的な業務遂行能力、特定個人情報情報の適切な管理体制、業務に関する知識・実績、人材の確保・育成・管理体制などを総合的に評価・比較検討し、業務遂行能力に優れた事業者を公正に選考するため、公募型プロポーザル方式を採用します。

2 業務概要

(1) 件名

港区マイナンバーカードセンター運営業務委託

(2) 業務内容

①センターの窓口業務

（フロアの案内業務、カード交付等窓口業務）

②カードの申請サポート

（カード交付申請サポート、専用端末を用いたマイナポータルによる各種設定サポート）

③バックヤード業務

(カード交付前準備、カード設定、通知、カード管理、カード運搬等)

④電話対応業務

⑤カードの出張申請業務

(センター以外での受付)

※詳しくは、「【別紙1】仕様書」を参照してください。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

①港区マイナンバーカードセンター 港区浜松町 1-27-13 VORT 浜松町IV

②芝地区総合支所区民課 港区芝公園 1-5-25

③麻布地区総合支所区民課 港区六本木 5-16-45

④赤坂地区総合支所区民課 港区赤坂 4-18-13

⑤高輪地区総合支所区民課 港区高輪 1-16-25

⑥芝浦港南地区総合支所区民課 港区芝浦 1-16-1

(②から⑥は、バックヤード業務のカード運搬先)

⑦区の指定する公共施設等(カードの出張申請業務)

(5) 事業規模

年間 395,696,000円(税込)までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

(6) その他

引継ぎに関する業務については、別途協議します。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238

- 号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークあるいは同等の認証機関が定めている認定資格を有していること。
- (7) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。
やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、「【別紙2】港区マイナンバーカードセンター運営業務委託事業候補者選考方針」で示すとおり、加点对象とはなりません。
- (8) 「【別紙1】仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※(7)の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します(※詳細は、「【別紙2】港区マイナンバーカードセンター運営業務委託事業候補者選考方針」を参照してください。)

4 選考スケジュール(予定)

(1) スケジュール

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和7年11月6日(木)から 令和7年12月4日(木)まで
募集要項に対する質問受付期限	令和7年11月18日(火)午後5時まで
質問一斉回答	令和7年11月20日(木)
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和7年12月4日(木)正午まで
第一次審査(書類審査)結果通知	令和7年12月25日(木)
第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年1月16日(金)
第二次審査結果通知	令和8年1月19日(月)
契約手続き	令和8年2月以降
業務委託開始	令和8年4月1日(水)

※スケジュールは、事務の進捗状況により変更する場合があります。

5 配布書類等

(1) 配布方法

配布書類は、港区ホームページ（以下「区ホームページ」）にて、公表・配布します。
ダウンロードをしてください。

(2) 配布期間等

令和7年11月6日（木）から令和7年12月4日（木）正午まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】仕様書
- ③ 【別紙2】港区マイナンバーカードセンター運営業務委託事業候補者選考方針

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
【様式3-2】協働事業体協定書兼委任状
【様式3-3】委任状
- ④ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑤ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑥ 【様式6】企画提案書「業務実施体制」
※項目ごとに（1）から（3）まで分かれています。
- ⑦ 【様式7】企画提案書「個人情報保護・マイナンバー・情報セキュリティ対策」
- ⑧ 【様式8】企画提案書「業務の提供水準」
※項目ごとに（1）から（5）まで分かれています。
- ⑨ 【様式9】企画提案書「広報に関する取組」
- ⑩ 【様式10】企画提案書「労働諸法令の遵守及び労働環境の確保について」
※項目ごとに（1）から（3）まで分かれています。
- ⑪ 【様式11】企画提案書「その他特筆事項」
- ⑫ 【様式12】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和7年11月18日（火）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和7年11月20日（木）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和7年11月6日(木)から令和7年12月4日(木)正午まで
(土・日・祝日を除く)(受付時間は午前9時から午後5時まで)

※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 1階 8番窓口 芝地区総合支所区民課窓口調整係

TEL 03-3578-3152

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

【港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合】

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出が必要です。

(ア) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 財務諸表(最新の事業年度のもの)

(エ) 納税証明書(法人の場合は法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税)

(オ) 許可等の証明書(写)

(カ) 区内事業者認定通知(認定を受けている事業者のみ)

② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

③ 【様式3、3-2、3-3】共同事業体構成書・委任状等

※③は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。

④ 【様式4】事業者概要及び業務実績

⑤ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性

⑥ 【様式6】企画提案書「業務実施体制」

※項目ごとに(1)から(3)まで分かれています。

⑦ 【様式7】企画提案書「個人情報保護・マイナンバー・情報セキュリティ対策」

⑧ 【様式8】企画提案書「業務の提供水準」

※項目ごとに(1)から(5)まで分かれています。

⑨ 【様式9】企画提案書「広報に関する取組」

⑩ 【様式10】企画提案書「労働諸法令の遵守及び労働環境の確保について」

※項目ごとに(1)から(3)まで分かれています。

⑪ 【様式11】企画提案書「その他特筆事項」

※独自の提案等は、本様式を使用してください。

⑫ 【任意様式】見積書

※見積書は、任意の様式とします。税込総額のほか、見積価格（税抜き）、費用の内訳を添付してください。費用の内訳は詳細なものとし、業務に従事する者の人件費については記載必須項目とします。業務や役割、単価、人数を含めて記載してください。

⑬ 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区マイナンバーカードセンター運営業務委託事業候補者選考方針参照。

- ・「ワーク・ライフ・バランス推進企業」「子育てサポート企業認定（トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん認定）」、「女性活躍推進企業としての認定（えぼるし、プラチナえぼるし認定）」として認定されたことのわかるものがある場合はその写しを各1部
- ・「障害者雇用の評価」障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者であることがわかるものがある場合は障害者雇用状況報告書の写しを1部

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑤、⑬ 1部

イ 提出資料⑥から⑫ 正本1部、副本8部

※提出資料⑥から⑫は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

エ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください。

(6) 留意事項

ア 各様式はA4サイズ1枚程度、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 各様式に補足資料を添付することができます。添付する際は各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料（様式内）に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区マイナンバーカードセンター運営業務委託事業候補者選考方針のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式12】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に 応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1 者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和8年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区芝地区総合支所区民課窓口調整係(区役所1階8番窓口)

電話:03-3578-3152 FAX:03-3578-3182

メール:minato21@city.minato.tokyo.jp